

食の安全サポーター情報配信（令和6年2月16日）

食の安全・安心の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
今回は、「輸入食品のお話」についての情報を配信します。

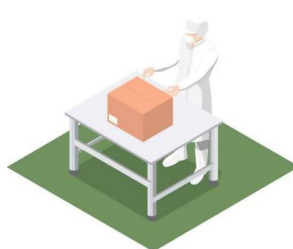
輸入食品は大丈夫？

日本では、カロリーベースで約60%の食糧を外国から輸入しています。外国から輸入された食品ってなんだか怖い、体に悪いものはいっているのでは？などと思うことがあるかもしれませんが、そこで、輸入食品が食卓に並ぶまでを簡単に説明します。

～輸入食品が食卓に並ぶまで～



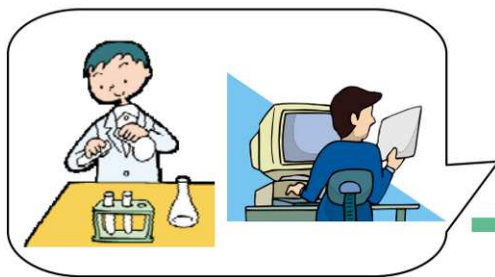
輸出国において、日本の規則に合った生産・製造・加工などの管理を行います。



輸出国において輸出前の検査を行います。



輸出国から飛行機や船で食品が運ばれてきます。



検疫所

輸入者は、検疫所へ輸入届出を提出します。検疫所では、全ての届出について食品衛生法に適合するか審査し、違反の可能性に応じて抽出検査を行います。



不適合



不適合の場合は、積戻し・廃棄または食用外転用が行われます。



適合



輸送



販売店

審査・検査に適合し、国内で販売される輸入食品は、都道府県等が、販売店などから抜き取り、検査や指導が行われます。



食卓

～輸入食品の監視体制（各官公庁の役割）～



©岡山県「ももち」

①厚生労働省

- 在京大使館を通じた、日本の法規制等の英語での周知。
- 輸出国との二国間協議や担当官を派遣し、現地調査や現地での説明会の実施。
- 輸出国での検査に関する技術協力。

②検疫所

販売または営業上使用することを目的として輸入する食品、添加物、器具又は容器包装、乳幼児用おもちゃについては、輸入の都度、厚生労働大臣に届け出ることを義務付け。

1. 届出内容の審査（全ての届出が対象）

食品衛生法の規格基準等に適合するものであるか全ての届出を審査。

2. 検査での確認（必要に応じて）

審査を実施後、違反の可能性に応じて、次の検査を実施。

- ・指 導 検 査：初めて輸入される食品や継続的に輸入される食品等について、輸入者に実施を指導する検査。
- ・モニタリング検査：国が年度ごとに計画的に実施する検査。
- ・検 査 命 令：法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対して輸入の都度実施を命じる検査。

③都道府県等

- 都道府県等の自治体が、都道府県等監視指導計画に基づいて、店舗などから輸入食品を抜き取り、病原微生物や残留農薬、食品添加物などの検査や指導を行う。

～違反が発見されたら～

○検疫所の審査・検査により違反が発見された食品は、食用として国内に流通させることができないため、飛行機や船に積み戻したり、廃棄したり、食用外へ転用したりする。厚生労働大臣は、輸入者に対し、営業の禁停止等の処分を行う場合もある。

○都道府県等の検査により違反が発見された場合は、違反情報を厚生労働省・検疫所へ通報する。都道府県知事等は、販売者に対し、回収命令等の処分を行う場合もある。

○輸入食品監視業務（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

○輸入食品（消費者庁）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/food_safety_portal/imported_food/



バックナンバーはこちらから

<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-97596.html>

岡山県 食の安全サポーター情報

検索

